

インドネシア特許出願にお ける条約に基づく優先権主 張の手続



ヘンドラ・
スティアワン
弁護士
Frans &
Setiawan
Law Office



齋藤英輔
弁護士
TMI
総合法律
事務所

Frans & Setiawan Law Office は 2019 年に設立され、ジャカルタとバンドンにオフィスがある。ヘンドラ・スティアワン弁護士は、知的財産法の分野で 10 年以上の経験を持つ同事務所の知的財産グループの責任者である。

TMI 総合法律事務所は 1990 年に東京において開設され、国内外に拠点を持つ。特に ASEAN には、6 つの海外拠点を有している。齋藤英輔弁護士は、現在は、ジャカルタデスクにて、インドネシアでの日本企業の活動のサポートに従事している。

インドネシアにおいて特許保護を求める場合、出願方法の選択肢の一つとして、産業財産権の保護に関するパリ条約に基づく優先権主張を伴う特許出願が考えられる。2016 年の改正特許法および 2018 年の改正特許規則に基づく優先権主張を伴う特許出願手続について紹介する。

インドネシアで特許権を取得したい海外の特許出願人には次の複数の選択肢が考えられる。

- (1) パリ条約に基づく優先権を主張する特許出願（以下単に「優先権主張出願」という。）
- (2) PCT に基づく特許出願（以下「PCT 出願」という。）

本稿では、優先権主張出願について具体的に解説する。PCT 出願およびインドネシア知的財産局（DGIP）と日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ（PPH）に関する解説は、本稿の対象ではないことに留意頂きたい。

1. 優先権主張出願

特許法において、優先権とは、出願人がパリ条約または WTO 設立協定の締約国において特許出願を行い、条約・協定に基づいて定義された期間内に、同じく

締約国である指定国に出願した場合に、第一国での出願日が指定された第二国での優先日であると認識される権利と定義されている（特許法第 1 条(10)）。出願日とは、法令の必要要件を満たした出願の受領日を意味する（特許法第 1 条(9)）。

優先権主張出願について、特許法第 30 条は次のように規定している。

第 30 条

(1)優先権を伴う出願は、優先日から起算して 12 か月以内に提出されなければならない。

(2)第 25 条に規定の要件に加え、(1)項における優先権を伴う出願には、その国の権限ある公務員により認証された優先権証明書を添付しなければならない。

(3)(2)項にいう該当国の権限ある公務員により認証された優先権証明書は、優先日から起算して 16 か月以内に大臣に提出されなければならない。

(4)(1)項、(2)項および(3)項の要件が出願人により満たされない場合には、出願は優先権を利用しない出願とみなされる。

さらに、同法第 31 条は、優先権主張を伴う出願についてのさらなる規定は特許規則に規定されるとしている。

特許法の施行規則として、MOLHR 38/2018 が制定され、2018 年 12 月 28 日に施行された。例えば、同規則では特許出願を(i)DGIP ウェブサイト (<https://paten.dgip.go.id>) のオンライン出願システムを通じて電子的に出願できること、または(ii)DGIP の事務所または MOLHR の地区事務所の窓口を通じて書面に出願できることを規定している。また、同規則第 21 条によれば、インドネシア国外に居住する出願人については、インドネシアの代理人¹（知的財産コンサルタント）をとおして特許を登録する必要がある。

¹ 代理人資格について、弁護士資格ではインドネシア国内の出願人の対応のみが可能であり、国外の出願人の対応には知的財産コンサルタントの資格が必要とされる。

実体審査の要件は次のとおりである。

(1)書面による出願

同規則第 4 条では、書面による出願書類をインドネシア語で提出し、少なくとも出願日、出願人の情報、代理人の情報（該当する場合）、国名、および第一国での最初の出願日を含める必要があると規定している。

(2)添付書類

同規則第 5 条および関連条項では、少なくとも出願の名称、明細書、請求項、要約、図面（該当する場合）、委任状（該当する場合）、所有権に関する陳述書、譲渡証明書（該当する場合）、微生物の寄託書（該当する場合）が必要とされる。また、これらの書類が外国語で記載されている場合、インドネシア語の翻訳が必要である。

2. 優先権証明書の認証謄本

優先日を認識するためには、パリ条約または WTO 設立協定の加盟国である第一国に提出された最初の特許出願の書類（優先権証明書）が必要である。MOLHR 38/2018 第 36 条(2)および(3)は、優先権証明書は第一出願国の権限のある職員によって認証されたものであり、優先日から 16 か月以内に提出されなければならないと規定している。

3. 手続のフロー

DGIP は、出願人が記入すべき標準出願様式を提供している。優先権に基づく特許出願の、一般的な手続を図 1 に示す。

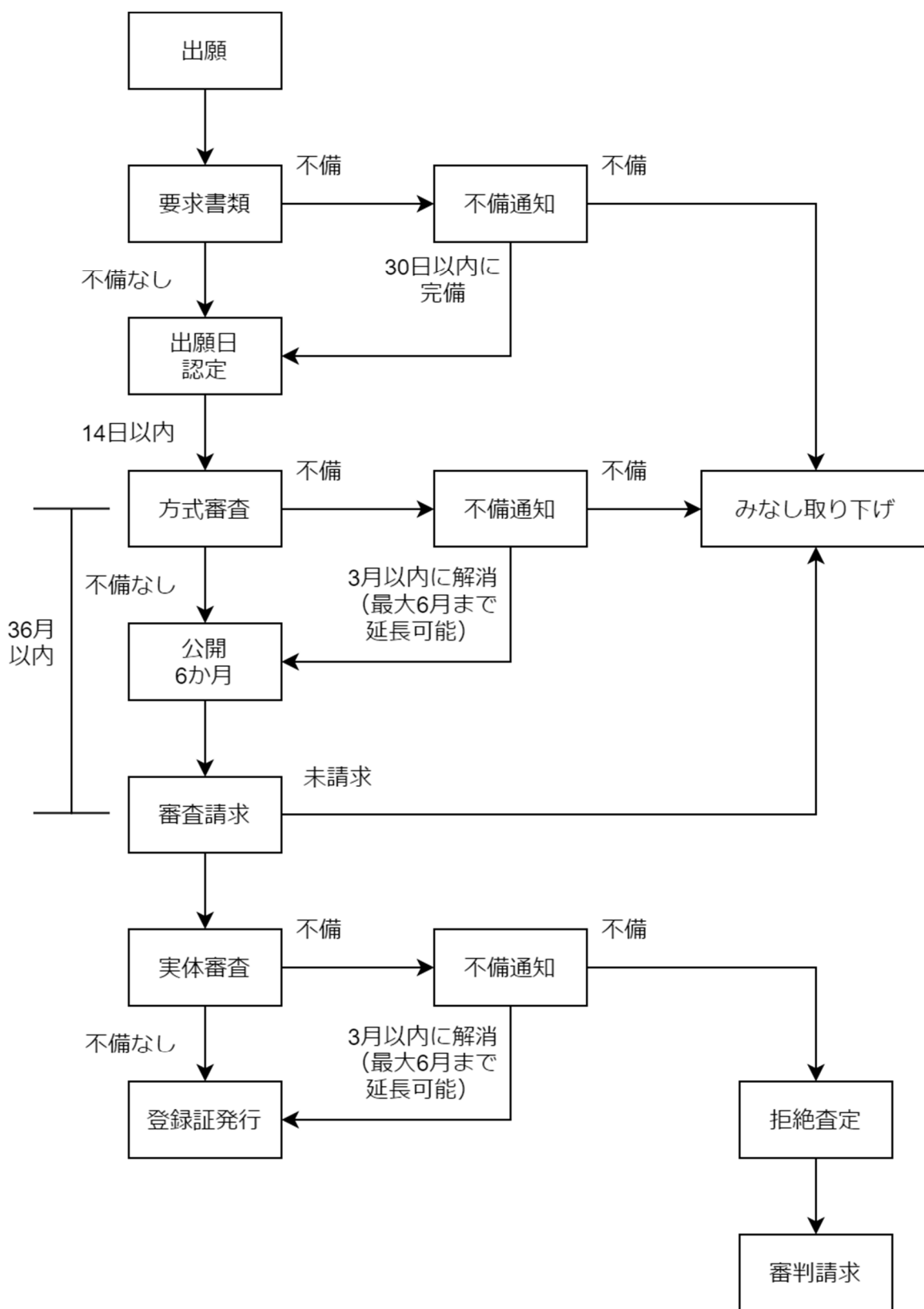


図 1

実体審査を受けるためには、出願人は DGIP に審査請求する必要がある。

審査官より、審査資料として下記の追加書類を要求する。

- (a) 第一国で実施された実体審査の結果に関する認証謄本
- (b) 第一国における最初の特許出願に関する特許書類の認証謄本
- (c) 拒絶理由通知書の認証謄本（該当する場合）
- (d) 特許取消決定の認証謄本（該当する場合）
- (e) その他の必要な書類

最後に、特許が付与された場合、DGIP は、特許の場合 20 年、簡易特許の場合 10 年の特許の所有権の証明として特許証明書を発行する。

【ソース】

- ・ インドネシア知的財産庁（DGIP）ウェブサイト

<https://paten.dgip.go.id>

- ・ インドネシア特許法（2016 年法）

https://www.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/uu_pp1/UU-nomor-13-tahun-2016-tentang-paten.pdf

（JETRO 参考仮訳）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

- ・ 特許出願に関する 2018 年規則第 38 号（MOLHR 38/2018）

https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/paten/uu_pp/PERMEN%20P ERMOHONAN%20PATEN.pdf

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）